

震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったなどのため、震災復興特別交付税の交付が過大

4件 不当金額(支出) 7127万円

1 震災復興特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」に基づき、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業等の実施のために道府県及び市町村に対して特別交付税(以下「震災復興特別交付税」)を23年度から交付している。

そして、同省は、震災復興特別交付税の額を算定するために、23年度以降省令等を制定して(各年度の省令を総称して「復興特交省令」、各年度に算定の対象となる事項(以下「算定事項」)を定めている。

また、市町村は、該当する算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」)等を作成しており、同省は、提出された算定資料等に基づき、復興特交省令により、新たに生ずる復興事業等に必要な経費等の合計額を算定するなどして震災復興特別交付税の額を決定して交付している。

算定事項の主なものには、国の補助金等(復興特交省令の別表に定められた補助金等(循環型社会形成推進交付金等))を受けて施行する事業に要する経費のうち道府県及び市町村が負担すべき額として総務大臣が調査した額(以下「補助事業等に係る地方負担額」)等がある。

同省は、29、30両年度に、福島県東白川郡棚倉、矢祭、塙各町及び鮫川村の4町村(以下「4町村」)から構成される一部事務組合である東白衛生組合が29、30両年度に循環型社会形成推進交付金の交付を受けて実施した事業(以下「循環型社会形成推進交付金事業」)に要する事業費等に基づき復興事業等に必要な経費を算定するなどして、4町村に対して、震災復興特別交付税計10億8774万円を交付していた。

2 検査の結果

上記10億8774万円のうち、算定資料等の作成に当たり、補助事業等に係る地方負担額のうち町村が負担すべき額の算定において循環型社会形成推進交付金事業に係る経費の算定が適切でなかったり、補助事業等に係る地方負担額の記載を誤っていたりしていたため、補助事業等に係る地方負担額が過大となり震災復興特別交付税計7127万円が過大に交付されていて不当と認められる(後掲116ページ参照)。

県名	交付先	算定事項	年度	震災復興特別交付税交付額	過大に交付された震災復興特別交付税の額	摘要
福島県	東白川郡棚倉町	循環型社会形成推進交付金	平成29、30	5億1797万 円	2538万 円	経費の算定が適切でなかったもの
同	東白川郡矢祭町	同	29、30	2億2801万	2042万	経費の算定が適切でなかったなどのもの
同	東白川郡塙町	同	29、30	2億3207万	1701万	経費の算定が適切でなかったもの
同	東白川郡鮫川村	同	29、30	1億0967万	845万	同
計	4交付先			10億8774万	7127万	